

平成19年から

あなたの所得税・住民税が変わります

問い合わせ先 税務課市民税係、各総合支所総務振興課税務係

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。

その柱といえるのが、今回の「税源移譲」です。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。

およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、**一律10%に**
（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

ほとんどの皆さんは、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税 + 住民税」の負担は基本的には変わりません。



モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦 + 子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦 + 子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※この住民税は所得割に係るもので、このほかに均等割（年額 4,500 円）が加算されます。
 ★このモデルケースはあくまでも税源移譲による負担変動を表したものであり、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

税源移譲以外の変更点

定率減税が廃止されます

平成11年から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた、定率減税が廃止されます。
 所得税は、平成19年1月分、住民税は平成19年6月分からです。

平成18年

所得税：平成18年1月分から
 税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
 住民税：平成18年6月分から
 税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
 住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦 + 子ども2人・給与収入700万円（年額）

	平成18年	平成19年
所得 税	263,000円	165,500円
・定率減税	△26,300円	
住 民 税	196,000円	293,500円
・定率減税	△14,700円	
合 計	418,000円	459,000円

※子どものうち、1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※この住民税は、所得割に係るもので、このほかに均等割（年額 4,500 円）が加算されます。